

令和5年5月1日

保護者の皆様

大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎
校舎主任 小西 啓之

新型コロナウイルス感染症「5類感染症」への移行にあたって

平素は、本校の教育研究活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道等により周知のとおり、政府が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを令和5年5月8日以降「5類感染症」に位置付けると決定し、このたび文部科学省からの通知に基づき、本校における感染対策及び出席停止の取扱いについて、以下のとおりとしますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、4月に文書で配布しました「本校における新型コロナウイルス感染症の感染抑止対策について」は廃止することを申し添えます。

記

1. 本校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

以下の取組を継続し、すこやかな学びを確保できるよう配慮します。

- ・ 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

2. 学校教育活動におけるマスクの着用について

原則としてマスクの着用は求めません。ただし、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることがあります。

マスクの着用は、各自の体調や状況、場面に応じてご判断ください。なお、混雑する交通機関を利用される場合は、マスク着用が推奨されています。

3. 「黙食」について

昼食等の場面において、「黙食」を求めません。

4. ご家庭での健康観察について

ご家庭で登校前の健康観察をお願いいたします。

「発熱や咽頭痛、咳」など普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず、ご自宅で休養していただき、必要に応じて医療機関を受診していただくようお願いいたします。登校後に体調不良を訴え、感染症の疑いがある場合には、学校より早退を指示する場合があります。

また「十分な睡眠」「バランスの取れた食事」「規則正しい生活」等ご家庭でもお子様の健康管理にご配慮ください。

5 出席停止の取扱いの変更について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と変更されます。

登校を再開する日に、「新型コロナウイルス感染症に関する報告書」に保護者の方でご記入の上、学校へご提出ください。医療機関で記入していただく必要はありません。

詳細は、「学校感染症と出席停止についてのお知らせ」をご覧ください。

○ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについて

検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

○ 「症状の軽快」について

従来 of 社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」の起算について

発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。なお、出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症において、基本的に想定されません。

○ 出席停止解除後のマスクの着用について

出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用等周囲への配慮をお願いします。

○ 濃厚接触者としての特定について

濃厚接触者の特定は行われなくなることになります。これまで、濃厚接触者として特定されていた場合も、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、今後は行動制限及びその協力要請は行わないことになり、出席停止の対象にはなりません。

○ 臨時休業等について

学校園で感染者が発生し、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性を認めた場合、学校医の助言等を踏まえ、「学級閉鎖」「学年閉鎖」「学校全体の臨時休業」を行うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

以上